

船舶事故調査報告書

令和4年7月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月13日 00時15分ごろ
発生場所	山口県長門市川尻岬東岸 長門川尻岬灯台から真方位122° 1,030m付近 （概位 北緯34° 26.2′ 東経130° 59.0′）
事故の概要	漁船光陽丸は、西南西進中、岩場に乗り揚げた。 光陽丸は、船底の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和3年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 光陽丸、6.4トン YG2-8017（漁船登録番号）、個人所有 13.80m (Lr) × 3.20m × 1.02m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、平成18年7月29日 第291-42926号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月9日 免許証交付日 令和2年11月9日 （令和8年6月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に破口、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 もや、風向 北、風力 1、視界 不良 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で令和3年5月12日16時30分ごろ長門市川尻漁港を出港し、川尻岬北方沖約0.5海里（M）で一本釣りを始め、釣果がないので、19時30分ごろ同漁港北方沖約2Mの漁場に移動して操業を続けた。 船長は、13日00時00分ごろ漁を終えて川尻漁港へ帰港することとし、右舷船首方を1秒ほど見て、点灯し続けている灯りを認めたので、その灯りを川尻漁港の西側にある長門市恩崎の水銀灯（不動光（一定の光度を保持し、暗間を有しない灯火）、以下「本件水銀灯」

	<p>という。)であると思い、その灯りの少し左方に船首を向けて約15ノットの対地速力で西南西進させた。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に座り手動操舵で、同じ針路及び同じ速力で航行していたところ、00時15分ごろ船底に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、周囲を見て川尻岬東側の岩場(以下「本件岩場」という。)に乗り揚げたことを知り、川尻漁港付近は視界が不良でもやがかかっていること、また、西側に灯台の灯りが見えたので、長門川尻岬灯台の灯火(白色明間3秒と暗間3秒を繰り返す等明暗白光)を本件水銀灯の灯りと見間違えていたことに気付いた。</p> <p>船長は、本事故後、漁業無線で漁業無線局へ連絡し、本船が沈没の危険があると判断して本船から脱出して自力で岩場に避難した。</p> <p>連絡を受けた漁業無線局は、海上保安庁へ救助の要請を行った。</p> <p>本船は、所属する漁業協同組合手配の台船に揚収され、川尻漁港に陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、60年以上の漁の経験があり、本事故発生海域付近の航行に慣れていた。</p> <p>船長は、本事故時、もやが本船の南方陸岸付近で発生していることを知らず、川尻漁港付近及び本件水銀灯の灯りがもやの影響で見えなかったと本事故後に気付いた。</p> <p>船長は、帰航する際、ふだんはレーダー及びGPSプロッターを使用していたが、本事故時、川尻漁港まではすぐ近くなので目視のみでも大丈夫と思い使用しておらず、使用していれば、長門川尻岬灯台の灯火と本件水銀灯の灯りとを見間違えることはなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、川尻漁港付近にもやがかかり視界が不良であった状況下、川尻岬東方沖を西南西進中、船長が、右舷船首方に認めた長門川尻岬灯台の灯火を本件水銀灯の灯りと思い込み、目視のみでその灯りの少し左方に針路を取り、川尻岬東側の岩場に向かって航行を続けたことから、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、帰航する際、ふだんはレーダー及びGPSプロッターを使用していたが、慣れた海域で川尻漁港まで近かったことから、目視のみで航行したものと考えられる。</p> <p>船長は、川尻漁港付近にもやがかかり視界が不良であったことから、本件水銀灯の灯りが見えなかったものと考えられる。</p>

	<p>船長は、帰航を開始する際、明間の長門川尻岬灯台の灯火を認めた後、同灯台の暗間が始まる前に、同灯台から視線を外したことから、同灯台の灯火を、不動光を発する本件水銀灯の灯りと思い込んだものと考えられる。</p> <p>船長は、帰航開始後、目視のみで航行したことから、長門川尻岬灯台の灯火を本件水銀灯の灯りと思い込んでいたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、川尻漁港付近にもやがかかり視界が不良であった状況下、本船が川尻岬東方沖を西南西進中、船長が、右舷船首方に認めた長門川尻岬灯台の灯火を本件水銀灯の灯りと思い込み、目視のみでその灯りの少し左方に針路を取り、川尻岬東側の岩場に向かって航行を続けたため、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長は、本事故後、夜間、1人で乗船することを辞めた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、目的の港が近く慣れた海域であっても目視だけに頼らず、適切にGPSプロッター等を使用して、船位を確認しながら航行すること。 ・ 船長は、灯台等の灯火を利用して航行する際、灯台等の明間、暗間及び周期等の灯質を確実に確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

